平成25年 第11回 教育委員会定例会会議録

平成25年11月12日(火)港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2385号 平成25年第11回定例会

日	時	平成25年11月12日(火)	午後3時00分	開会
場	所	教育委員会室		

物 別 教育安貝云主			
「出席委員」	委 員 長	小 島	洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川	智久
	委員	永 山	幸江
	教 育 長	小 池	眞喜夫
「欠席委員」	委員	澤	孝一郎
「説明のため出席した事務局職員」	庶 務 課 長	奥 野	佳 宏
	教育政策担当課長	山 本	睦 美
	学務課長	佐 藤	雅志
	学校施設担当課長	大久保	光 正
	生涯学習推進課長	白 井	隆司
	国体推進担当課長		
	図書・文化財課長	前 田	憲一
	指導室長	平田	英 司
「欠席」	次 長	安 田	雅俊
「書記」	庶務課庶務係長	柏	正彦
	庶務課庶務係	鈴木	さよ子

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第68号 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について

議案第69号 南青山四丁目用地の活用の方向性について

議案第70号 三田中学校境界確定請求事件にかかる和解について

議案第71号 港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

議案第72号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について(施設の移設)

議案第73号 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第74号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第75号 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第76号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第77号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第78号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第79号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第2 教育長報告事項

- 1 旧飯倉小学校(校舎棟)の使用について
- 2 港区立箱根ニコニコ高原学園管理運営の考え方(案)について
- 3 学校選択希望制集計状況について(報告)
- 4 生涯学習推進課の10月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 子どもセミナー事業「われら区役所たんけん隊」実施報告について
- 7 港区生涯学習推進計画改定に向けたアンケート調査の実施について
- 8 学校支援地域本部「港区学校支援ネットワーク事業」について
- 9 図書館・郷土資料館の10月行事実績について
- 10 図書館の10月分利用実績について
- 11 リトアニア大使夫人の読み聞かせについて
- 12 心のバリアフリー推進月間での関連事業の実施について
- 13 平成25年度港区子どもサミットについて

「開 会」

〇小島委員長 皆さんこんにちは。ただいまから平成25年第11回港区教育委員会定例会を開会 いたします。

本日は澤委員から欠席の届出がございましたので、よろしくお願いいたします。

今日も案件はボリュームがありますし、終わった後打ち合わせもありますので、説明並びに質問は簡単明瞭にお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

〇小島委員長 本日の署名委員は、綱川委員にお願いいたします。

第1 審議事項

議案第68号 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について

〇小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第68号「港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料のナンバー1をご覧ください。まずは3ページ目の資料をご覧いただきたいと思います。

「港区教育財産管理規則の一部改正について」の資料で、今回の規則改正の理由が書かれております。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されましたので、これに伴い、港区公有財産管理規則の一部改正に合わせ、教育財産管理規則の一部を改正するものです。

これにつきましては6月25日の臨時の教育委員会におきまして、「教育財産管理規則の一部を改正する規則」としてご審議いただきました。その内容は、教育財産について貸付及び私権を設定するということができるようにする規則改正でした。そのもととなる地方自治法第238条の4により行政財産に貸付及び私権の設定ができるようになりました。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法ですが、その11条の2及び11条の3により、公共財産を貸し付けることができるという規定になっています。今回はいわゆるPFI法の条項の改正がございましたので、それに伴って規則を改正するものでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、PFI 法の改正の新旧対照表を参考資料として添付してございます。第1章から4章まであったところに第5章として「株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等」という章が丸々挿入されました。そのことによって、もともと「11条の2」であったり「11条の3」であった条項が、「69条」、あるいは「70条」に、もとの法律が変更されたものでございます。

2ページ目をご覧いただきますと、規則の新旧対照表がございます。下段が現行、上段が改正案

です。今説明しました「69条第6項」、それから「第70条第5項」というように引用する法律の 条項番号を変更するもので、この規則は公布の日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問等ございますでしょうか。

これは法律の改正により、それに合わせたということです。特に問題はないかと思いますので、 これはこの程度でよろしいですか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、採決に入ります。

議案第68号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それではご異議がないようですので、議案第68号については原案どおり可決する ことと決定いたしました。

議案第69号 南青山四丁目用地の活用の方向性について

- 〇小島委員長 続きまして議案第69号「南青山四丁目用地の活用の方向性について」。庶務課長、 説明をお願いします。
- **〇庶務課長** それでは教育委員会議案資料のナンバー 2 をご覧ください。 1 枚おめくりいただきまして、1 ページ目ご覧ください。

本案は、10月22日の教育委員会臨時会におきまして、南青山四丁目の土地の購入についてご報告をしております。そのときにも購入理由として青南小学校の教育環境の向上を図るほか、将来的な小学校、幼稚園の建て替え等に備えるものとしてご報告をしておりますが、本格活用までの当面の暫定的な活用の方向性について、本日ご審議いただくものでございます。

まず南青山四丁目用地の概要です。所在地は南青山四丁目343番2、415番、419番の宅地で、地積は2411.46平方メートルです。

用地の活用用途でございますが、本格活用については、現在の青南小学校の狭小な運動場について拡張を図るとともに、将来的な改築に備えるものでございます。

そして、青南小学校については築後32年、幼稚園については築後37年を経ておりますが、概ね10年後に改築の具体的な検討を必要とする時期となることから、今後の約10年を見据えて暫定的な活用方針の方向性についてお諮りするものでございます。

(2)の暫定活用についてをご覧ください。4点ございます。5ページ目の青南小学校暫定活用 イメージ図(案)を一緒にご覧いただければと思います。

1点目です。青南小学校第2グラウンドの拡充です。現在の青南小学校の屋外運動場は、文部科学省の定める基準面積を充足しておらず、そのため第2グラウンドを約800平方メートル程度拡充し、青南小学校全体で屋外運動場の基準面積を満たすようにいたします。

また港区立学校施設等の使用条例に基づき、学校教育上支障のない範囲で第2グラウンドを地域

に開放してまいります。

2点目です。放課 $GO \rightarrow O$ ラブの移転・設置でございます。「放課 $GO \rightarrow$ せいなん」につきましては、小学校の校舎の地階を使って運営しておりますが、平成21年11月に示されました学童クラブ等配置計画の見直しにおける基本的な考え方では、青南小学校は今後隣地等での学童クラブの実施を検討するとしておりまして、また昨今の教育需要の増加や区の人口推計では、今後学童クラブの需要が高まることが見込まれております。青南小学校の現校舎内で学童クラブ事業を継続し活動場所を確保することができないため、現在の「放課 $GO \rightarrow$ せいなん」を新しく購入する用地に移転させるとともに、学童クラブ機能を加えた「放課 $GO \rightarrow$ クラブせいなん」を設置しまして、学童クラブの需要増に対応するというものでございます。

下の表には「放課GO→クラブせいなん」の学童クラブの需要見込みを記載しております。 3点目は、青南幼稚園の定員増への対応です。

昨年度の青南幼稚園での募集では、保育室の不足などによって4歳児クラスの申し込みが抽選となりました。港区における幼稚園入園希望者は、ここ数年3歳児からの幼稚園入園希望の増加とあわせ、幼児人口の増加に伴い4~5歳児についても増加の傾向にございます。

赤坂地区におきましては、 $4\sim5$ 歳児でそれぞれ 140名から 190名程度の就園希望が見込まれており、現在そのうち 80名から 90名程度は区内及び区外の私立幼稚園に就園しているという状況で、そのため区立幼稚園の定員を 60名から 100名程度増員する必要があるというものです。

また赤坂地区には区立幼稚園として青南幼稚園と中之町幼稚園がございますが、今後の状況に対応するためには各区立幼稚園に30名定員の2クラスを確保し、 $4\sim5$ 歳児60名定員を2園として幼稚園定員の拡充を図る必要がございます。これにつきましては前回の教育委員会でご報告をさせていただきました。

現在の青南幼稚園の教育環境を維持しながら新たに二つの保育室を設置するためには、建物内に 併設されている青山生涯学習館部分を活用することが適切であると考えました。そこで当用地に、 新しく購入する用地に「青山生涯学習館」を移転し、「放課GO→せいなん」に「青山生涯学習館」 機能を合築移転させた上で施設の転用を図り、保育室の2室を新たに設置するというものでござい ます。

4点目は青山生涯学習館の移転です。今申し上げたような理由により、新しい用地に「放課GO →クラブせいなん」に合築移転をするという計画でございます。

また現青山生涯学習館はエレベーターが設置されていないため、施設面の課題を職員による人的サービスでフォローしている状況がございます。平成23年度に実施した第三者評価でも、利用者調査では「教室に行くまでの階段がきつい」とか「エレベーターかエスカレーターの設置を望む」等の要望が挙がっておりまして、施設利用者の高齢化に伴うバリアフリー対応が課題となっております。移転により施設のバリアフリー対応の課題を解消するというものでございます。

次の5ページをご覧ください。用地活用のイメージ図の左半分、新たに購入する土地の左半分の ところには、区の懸案課題である保育需要を満たすための緊急の暫定保育室施設を今ある青南保育 室と同等の規模で設置するという計画も検討してございます。

では1枚おめくりいただきましてA3版の暫定活用整備スケジュールをご覧ください。一番上の 段になりますが、用地の売買契約が既に締結されており、既存の建物等を取り壊して更地として引 き渡しを受けるのが来年の12月の予定で、それから約4カ月かけて埋蔵文化財の調査を行うこと としております。

また青南幼稚園に関しましては、今年4歳児を30人定員2クラス分の定員で募集をかけており、26年には3歳が1、4歳が2、5歳が1というクラスになりますので、それを翌年にきちっと維持できるように平成26年度の夏休み中に改修工事を行い、27年度の3歳1、4歳が2、5歳が2というクラス数を確保していく予定でございます。改修工事では青山生涯学習館の大人図書室、子ども図書室を保育室に転用する計画でございます。

また青山生涯学習館につきましても新たな暫定施設が完成するまでの間、大人図書室及び子ども図書室を休止し、図書室以外は通常どおり運営しながら次の施設の移転に備えるという計画でございます。

そして放課GO→クラブ、青山生涯学習館につきましては、4月の埋蔵文化財の調査が終わり次 第プレハブ等の建設に着手し、約5カ月かけてグラウンド拡張工事、プレハブによる施設の設置工 事を行い、概ね9月ぐらいには新しい施設で運営開始ができる計画になってございます。このよう なスケジュールで南青山四丁目用地の暫定活用を図ってまいります。

青山生涯学習館につきましては、移転の際には条例上位置を変更しなければなりませんので条例 改正が必要です。条例改正時にも区の教育委員会にお諮りすることになりますが、このような計画 の内容で南青山四丁目用地の暫定活用を図っていくということに関して、その方向性についてご審 議いただきたいと思います。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- **〇小島委員長** ただいまの新しい南青山四丁目の土地の暫定活用ということで大変詳しいご説明いただきましたが、何かご質問ございますか。
- O綱川委員 「暫定」という言葉と「仮設」という言葉が色々混在しているのですけれども、A4の縦の資料には「暫定活用イメージ」と書いてあり、A3の横の表を見ますと生涯学習館だけ「仮設での運営開始」となっていて、放課 $GO \rightarrow D$ ラブは「運営開始」、第2青南保育園は「運営開始」となっています。どれが仮設でどれが本設なのか分かりづらく、内容を見ると全部仮設に見えるのですが、どうなのでしょう。
- **〇学校施設担当課長** こちらにつきましては、文言の整理をいま一度整理させていただきまして分かりやすい表現にさせていただきます。「仮設」という言い方が正しいかどうかといいますと、生涯学習館につきましては仮の形とはいえ移設という形になりますので、こちらが正しい表現なのかなということでございます。
- 〇綱川委員 お願いします。

〇小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

幼稚園の4歳、5歳児の定員の拡充ができるということでよかったと思いますが、10年間ですね。

- ○綱川委員 「暫定」というのは、行政的に言うとどのぐらいの期間のことを言ってやるのでしょうか。暫定イメージ図なのですが、とりあえずこれは本設ではないということで「暫定」と言っているのでしょうか。それとも目標があって、これまでに実行しようという目標があって「暫定」と言っているのか、どっちなのですか。
- ○庶務課長 言葉の使い方なのですが、まず本格施設をつくるまでの施設を「暫定」という言い方をしております。ただ期間については、今回も概ね10年ぐらいを見通してということなのですが、10年後に仮に青南小学校の校舎の改築ができれば、そこに放課GO→クラブなどもしっかりと計画いたします。現時点では新たな学校ができれば本設になるという考え方でございます。
- 〇小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第69号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第69号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第70号 三田中学校境界確定請求事件にかかる和解について

- **〇小島委員長** 続きまして、議案第70号「三田中学校境界確定請求事件にかかる和解について」。 学校施設担当課長、説明をお願いします。
- **〇学校施設担当課長** それでは「三田中学校境界確定請求事件にかかる和解について」ご説明させていただきます。議案資料ナンバー3でございます。

本件は、三田中学校南側にございます隣地、お寺になりますけれども、お寺との境界の確定について民事訴訟を起こされていたものを、和解において解決する内容を当委員会においてご審議、ご決定いただくものでございます。

まず1の要旨でございます。相手方(原告)は宗教法人妙円寺というお寺になります。原告所有の土地と港区、こちらが被告になりますが、港区所有の土地、具体的には港区立三田中学校の敷地との境界になりますけれども、こちらにつきまして平成16年に原告及び被告が確認した境界の確認は誤りであり、原告が新たに調査した内容による境界が正しいとして、平成23年8月8日に港区に対して境界確定を求める民事訴訟を提起しました。弁論手続の進行中、東京地方裁判所から和解の勧告がございました関係で、これを踏まえ原告、被告双方で協議した結果、和解をすることで協議が整ったということでございます。

2の和解事項でございます。添付しております図面もご覧いただきながらご説明をさせていただきます。

まず(1)でございます。原告及び被告は、別紙図面表示の(B)(C)(D)(B)の各点を順次 直線で結んだ範囲の土地部分、同図面表示の(F)(G)(H)(F)の各点を順次直線で結んだ範囲 の土地部分及び同図面表示の(I)(J)(K)(I)を順次直線で結んだ土地部分について、いずれ も被告が所有権を有することを双方に確認するという内容でございます。

こちらにつきましては、(B) (C) の線上、それから (F) (G) の線上に原告が主張する境界線が見つかり、また (I) (J) の線上では根拠のない点の存在がございまして、それぞれの点についてこれが境界の点である旨、原告側が主張しておりましたが、このたび全て港区が主張する平成 1 6年に確認した点及び線とする旨の内容の所有権を確認するということで解決するものでございます。

原告が主張する点につきましては、測量等点を確定する根拠が存在しませんので、和解を取り決めるためふさわしくない点として考えられるため、裁判所と調整いたしまして、測量等の根拠のある点を採用し、少し大きな三角形の部分の所有権を確認するということになってございます。

続いて(2)でございます。被告は原告に対し、別紙図面表示の(A)(B)(C)(D)(E)(F)(G)(H)(I)(J)(K)(L)(M)の各点を順次直線で結んだ線に沿って被告所有地内において、被告が定める工事方法及び原告の被告宛て平成25年11月1日付「確認書」に記載された原・被告の土地使用条件に伴い、被告の費用で擁壁を改築補修するという内容でございます。

こちらにつきましては、所有権を確認した港区側の土地、つまり三田中学校の敷地内に、港区の 計画により港区の費用で擁壁を設置する旨の内容でございます。

続きまして(3)でございます。原告は被告に対し、前項の工事に全面的に協力するという内容でございます。こちらにつきましてはこれまでの経緯も踏まえ、港区が行う工事について途中で協力しないなどの考えを制約することで、擁壁工事を適切かつ円滑に行えるように取り決めるものでございます。

- (4)から(6)につきましては、和解に関する定型的な内容でございます。
- (4) 原告及び被告は、本件訴訟手続を終了させる。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告の間にはこの和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
 - (6) 訴訟費用は各自の負担とするということでございます。

最後に、表記してございませんが今後の予定でございます。本日、当委員会でご審議、ご了承いただいた後に、今月下旬に開催予定の平成25年港区議会第4回定例会に議案として上程し、議決後、和解の手続となります。その後、本年度中に擁壁等の設計を行うとともに、来年度のなるべく早い時期に擁壁等の工事を行うとしてございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 〇小島委員長 三田中学校の擁壁の関係の土地境界の件ですが、何かご質問ございますか。
- **〇綱川委員** 今までの登記はどうなっているのですか。これが決まったことによって登記をし直す

のですか。

- **〇学校施設担当課長** 土地を購入した時点で土地の登記を行っております。登記につきましては今回の和解が成立しても、し直すことはないと考えてございます。
- **〇小島委員長** 議案第70号に添付されている図面があります。大きく三角が一つ、二つ、三つあるのですが、簡単に言うと今、実線で書かれている部分が区が主張して、この三角のこういうところ、これが相手方が主張している境界ということですか。
- ○学校施設担当課長 図面が非常に雑駁で大変申し訳ございません。先程簡単に説明させていただいたものでございますが、相手が主張している点というのが、図面に表記してございませんが、(B) (C) の点の (C) 側といいますか、そちらに存在するということでございます。こちらの相手の主張する点と (C) 点、(D) 点を結んで、その部分について所有権を確認すれば済むことでございます。本来であればそれで済むことでございますが、裁判所との協議により、相手が主張する点に測量等の根拠がございませんので、和解をするためにはある程度確実な点を根拠にしなければふさわしくないという判断により、これは法律的なテクニカルな部分だというふうに考えてございますが、測量点として (B) (C) (D) という各点を採用して所有権を確認するというものでございます。ほかの三角形につきましても同様の考え方で、少し大きな部分について所有権を確認するというものでございます。
- ○教育長 あまりこちらの三角形は意味がないのです。例えば(B)(D)とかいうものを細い線で 結ばれたなどというのは、所有権を確認するために仮に結んだ線という意味です。
- **〇学校施設担当課長** 教育長ご指摘のとおりでございます。
- **〇綱川委員** (C) に限りなく近い(B) からの点というのは、石も何も入っていないということなのですか。
- **〇学校施設担当課長** 実は石が入っているということでございます。その石が発見されたために今回の争いになったということでございます。
- ○綱川委員 その根拠がはっきりしていない、でも(C)ははっきりしているということですか。
- **〇学校施設担当課長** 現在ローマ字表示しております(A)から(M)の各点、こちらにつきましては平成16年の当時に境界の確認をするために境界のポイントとして採用した点でございます。 その段階で入っていない部分につきましては、新たにコンクリート杭を設置しまして確認したということでございます。
- **○教育長** 16年に確認しているのだけれども、新たな調査があって、これは「平成16年のときのものは無効だよ」というような訴えだったわけです。
- 〇小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

よろしいですか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは採決に入ります。議案第70号については、原案どおり可決することにご 異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは議案第70号につきましては原案どおり可決することにいたします。

議案第71号 港区立運動場条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

- **〇小島委員長** 続きまして、議案第71号「港区立運動場条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。
- **〇生涯学習推進課長** それでは、ただいま議題となりました議案第71号「港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」でございます。

こちらの規則でございますが、昨年12月11日開催の教育委員会で、赤坂弓道場から愛宕弓道場への移設についてご報告をいたしました。また今年度に入りまして5月14日の教育委員会定例会で、赤坂から愛宕への位置の変更に関する改正条例についてご審議をいただいたところでございます。今回の議案第71号は、位置の変更の条例の施行期日を定めるものでございます。施行期日を予定どおり平成25年12月1日とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いいた します。

〇小島委員長 ただいまのご説明に対して何かご質問等ございますか。

施行期日だけですね。よろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第71号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第71号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第72号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について(施設の移設)

- **〇小島委員長** 続きまして、議案第72号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について(施設の移設)」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。
- **〇生涯学習推進課長** それでは、ただいま議題となりました議案第72号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバーの5でございます。

今回こちらの方の規則改正でございますが、先程の規則改正と同じく赤坂弓道場を愛宕弓道場に 移設することに関する規則改正でございます。

1枚おめくりいただきまして1ページをご覧ください。

規則の案文でございますが、赤坂弓道場の現行の利用時間を愛宕弓道場の利用時間に改めるものでございます。

変更点といたしましては、開館時間を「午前9時から午後9時まで」の赤坂弓道場の時間を「午前10時から午後10時まで」ということで時間帯をスライドさせるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げま

す。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。 なぜ時間を変えるのでしたか。
- **〇生涯学習推進課長** 主な利用団体である港区弓道連盟などから、利用団体に意見聴取したところ、赤坂から愛宕に場所が大きく移りますので、当初、赤坂近辺での暫定の施設の利用の希望があったところですが、愛宕に移設するということで時間帯の方を後ろにずらすということで要望があったものでございます。
- **〇小島委員長** 分かりました。

ただいまの説明にそのほか何か質問ございますか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第72号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第72号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第73号 港区学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第74号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第75号 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第76号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第77号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第78号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第79号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、議案第73号「港区学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第74号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第75号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第76号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第77号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第78号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第78号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第79号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、この7件につきましては改正理由が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

〇小島委員長 それではそのようにさせていただきます。

それでは生涯学習推進課長、一括で説明をお願いします。

〇生涯学習推進課長 それでは、議案第73号から議案第79号までの7本についてでございます。 いずれの議案も施設使用料の減額・免除の考え方についてということで、8月21日開催の教育委 員会臨時会で協議事項とさせていただいたものを、今回改めて規則案文としてご審議いただくもの となっております。

協議事項とした際、ご説明をした資料に今回資料の番号がなく申し訳ございません。ご説明した 資料は「施設使用料の減額・免除について」という資料でございます。行政改革推進委員会施設使 用改善部会での検討結果の抜粋という資料でございます。

施設の使用料の改定に合わせ使用料の減額・免除について、利用できるものの範囲の特例について改善をこれまで庁内で検討してきたものでございます。

使用料の改定については条例で規定しておりまして、既にご審議をいただいております。今回、 使用料の減額・免除の考え方として、こちらの規則の7本改正をお願いするものでございます。

まず改正の内容でございますが、番号を振っていないところの資料で申し訳ありません。施設使 用料の減額・免除についての考え方の資料をご覧ください。

こちらの方で、ページをおめくりいただきまして、A3横の資料、一番上が団体利用の場合、2 枚目が個人利用の場合の「減額・免除の見直し内容について」の資料でございます。協議事項の際 に説明をしたのですが、主だったところを再度説明させていただきます。

まず団体のところでございますが、団体の各施設の共通事項としてございます。まず2行目です。 2番のところをご覧ください。「区または行政委員会が共催するとき」、これを横に見ていただきますと、青いところは「学校施設等(屋内プール)」のところにございます。(一)になっておりますが、これは現行の取り扱いになっております。(一)が現行の取り扱いで、今回(一)の取り扱いを免除に合わせるものでございます。これはほかの施設が免除という考え方に立っているところですが、学校施設の場合にはこれまで特に触れていなかったところがございます。この辺を各施設共通の事由として免除に変更するものでございます。

同様に、4番の「区が認める事業を指定管理者が当該施設で実施するとき」のところをご覧ください。こちらの方も、各施設免除もしくは2分の1ですとか(一)にしているところが商工会館ですとか健康増進センターなどが(一)になっております。同じくスポーツセンター、運動場、武道場も(一)になっております。こちらの方を免除という形で統一的に取り扱うものでございます。

またほかに7番「区が指定する福祉団体が利用するとき」という言葉がございます。こちらの項目ではスポーツセンターは免除となってございますが、運動場はこれまで対象ではありませんでした。こうした取り扱いを今回改めるものでございます。

次に個人の取り扱いでございます。次のページをご覧ください。

こちらの方は、スポーツセンター、芝公園多目的運動場、学校屋内プールについて、3の行でございますが、これまで身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれ手帳をお持ちの方を免除としておりました。この手帳の交付の方以外に赤字のところでございますが、障害者総合支援法で障害者の範囲に難病等も加わるようになっております。一方、区立施設である以上、施設に要する経費は税等において賄われているところがございます。障害者の免除についても、区内に住所を有する者に限定するようにするものでございます。

こうした統一的な考え方に基づきまして、今回、規則の方の議案第73号から議案第79号まで を改正させていただくものでございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいま すようお願い申し上げます。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。 これは前に協議事項とした部分を議案化したということですね。
- **〇生涯学習推進担当** 議案化したものでございます。
- **〇小島委員長** 質問等はよろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第73号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 ご異議なしということで、議案第73号については原案どおり可決することと決定 いたしました。

次に、議案第74号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第74号については原案どおり可決することと決定いたしました。 続きまして、議案第75号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第75号については原案どおり可決することと決定いたしました。 続きまして、議案第76号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第76号については原案どおり可決することと決定いたしました。 続きまして、議案第77号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第77号については原案どおり可決することと決定いたしました。 続きまして、議案第78号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは議案第78号については原案どおり可決することと決定いたしました。 続きまして、議案第79号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、議案第79号については原案どおり可決することと決定いたしました。

第2 教育長報告

- 1 旧飯倉小学校(校舎棟)の使用について
- 〇小島委員長 続きまして、日程の第2教育長報告事項に入ります。

「旧飯倉小学校(校舎棟)の使用について」。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1「旧飯倉小学校(校舎棟)の使用について」を使用しましてご説明いたします。

平成25年10月8日に行われました平成24年度決算特別委員会でも取り上げられていた件ではございますが、旧飯倉小学校4階の3室につきましては、旧飯倉小学校メモリアルスペース及び学校資料保管庫として、教育委員会で活用するということになっていたものでございます。

一方、平成25年3月に子ども家庭支援部で策定した「港区の保育園待機児童解消策について」において、麻布地区の待機児童解消策の一つとして同校4階の東麻布学童クラブの一部スペースを活用して「みなと保育サポート事業」を実施することとなっておりました。

この「みなと保育サポート事業」の実施に際して、麻布地区総合支所長から平成25年10月9日付で、教育委員会としての活用予定スペースについて再調整の依頼がございました。この依頼に基づきまして、教育委員会内で再調整いたしました。

旧飯倉小学校メモリアルスペース及び学校資料保管庫につきましては、平成24年度中に旧飯倉小学校の校舎棟の改築工事を行っておりましたので、従来置いてありました旧飯倉小学校、また飯倉小学校以外の学校の資料等もございましたが、これにつきましては旧国立保健医療科学院に一時的に保管しておりました。

25年4月から改築工事が終了して、このスペースは活用できる状況となっていたところではありますが、現在、旧国立保健医療科学院には9校分、目録にしまして2万点あまりを一時的に保管しておりまして、今後の学校歴史資料室の運用の際に歴史資料について整理する必要がございましたことから、25年度中に保管しております学校歴史資料について、専門の外部調査員による現状確認及び歴史資料の内容確認等の作業を実施する計画でおりました。

作業の実施に当たっては専門の知識をお持ちの方や、それから実際に作業を行う者としては大学院生や大学生の歴史資料の勉強をしている方等を調査員で充てる予定でおりましたので、調査期間に関しましては7月から9月ごろということで考えておりました。そのため25年4月から活用開始可となっておりましたスペースについては、まだ歴史資料を戻していない状況でございました。

このような状況の中、保育サポート事業の実施ということになり、教育委員会の活用スペースについての再調整を依頼してきたということでございます。

教育委員会といたしましても、学校歴史資料の調査が9月30日で終了し、資料の内容の区分設定や分類の確定、それから状況を確認した結果、学校関係者や同窓会の方々のご意見を確認しながらではありますけれども、2万点以上存在すると考えられておりました学校歴史資料の一部を整理することが可能であると考えられました。また区民にとって「みなと保育サポート事業」の必要性が高いことが考えられることから、旧飯倉小学校メモリアルスペース及び学校資料保管庫につきましては当初3室を活用するという予定でおりましたが、2室を活用することといたしました。

2枚目は3室活用するという状況での見取り図になっております。オレンジの部分、倉庫三つを 教育委員会として活用する予定でおりました。青い部分が学童クラブとして活用する部分でござい ます。

3枚目の変更(案)でございますが、教育委員会といたしましてはオレンジ色の二つの倉庫を活用することにいたしまして、三つ目、真ん中辺にありました倉庫の部分については保育サポート事業で活用いたします。

この件につきましては教育委員会、麻布地区総合支所、それから子ども家庭支援部等の関係部署 との調整を経まして、11月5日の庁議で活用について了承されたところでございます。

簡単ではございますが、報告は以上です。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

この3枚目の図面の赤斜線部分を飯倉の関係の活用部分から保育サポートの方に転用するという ことで、資料としてはこういうことにしたとしても十分保存できるということですか。

- **〇教育政策担当課長** 旧飯倉小学校の歴史資料につきましては、二つの倉庫、大きいほうはメモリアルホールとする予定でおりますが、こちらで十分収納できると考えております。それ以外のものにつきましては、旧飯倉小学校のスペースを使わなくても収納できるだろうと考えております。
- **〇小島委員長** よろしいですか。
- ○綱川委員 飯倉小学校は廃止されてから10年近くたっていて、その間、東麻布まちづくり協議会がこの使用については熟考されていたと思うのですが、今回これについて東麻布まちづくり協議会と協議は終わっているのですか。
- ○教育政策担当課長 この件につきましては、麻布地区総合支所の地域の方たちからのご意見を聞いた上で進めていたところであります。また教育委員会としましても、旧飯倉小学校のメモリアルスペースとして活用する部分はきちんと確保してあるというところでご理解をいただいております。
- **○永山委員** 保育サポートというのは、具体的には保育園みたいなイメージなのですか、それとも 学童保育みたいなイメージですか。
- **〇教育政策担当課長** 保育園のような長時間の預かりではなくて、短時間またはスポット的な預かりということで、主にパートで勤務していらっしゃる方のお子さんを預かるというような、一時的な対応をするというところと聞いております。
- **〇小島委員長** これはそういう需要が非常に高いということで、こういうことでよろしいかと思います。

この案件はよろしいですか。

2 港区立箱根ニコニコ高原学園管理運営の考え方(案)について

- **〇小島委員長** 次に、「港区立箱根ニコニコ高原学園管理運営の考え方(案)について」。学務課長、 説明をお願いします。
- **〇学務課長** それでは、「港区立箱根ニコニコ高原学園管理運営の考え方(案)について」ご説明いたします。資料ナンバーは2でございます。

箱根ニコニコ高原学園につきましては、公の施設としての利便性の向上、また効率的運営の観点

から、このたび小学校長も含めて検討委員会を組織し、資料の12ページにございますけれども、 今後の管理運営について検討して取りまとめたものでございます。

初めに施設の現状でございます。1ページをご覧ください。

学園は、設置の経緯を改めて振り返りますと、昭和15年に区民であり旧協和銀行、今のりそな銀行の創業者でもございます牧野元次郎氏の寄附をもとに、当時の麻布区教育会が箱根仙石原に土地を求めて施設を建設したことに由来してございます。

箱根仙石原は都心と比べますと5度ほど気温が低くて夏でも比較的涼しく、また周辺は豊かな自然とさまざまな文化施設に恵まれている立地でございます。

現在の建物でございますが、平成6年に全面改築いたしまして、概要は2ページの表のとおりで ございます。

この施設を利用しまして、毎年5月から10月までは全区立小学校19校が移動教室、また夏季学園を実施してございます。それ以外の期間は社会教育活動を行う団体の利用となってございます。 3ページには利用の実績を記載しております。

施設の管理運営体制でございます。長年、区職員7名を配置しまして運営をしてございましたが、 平成19年度からは調理と清掃業務を委託することにより、現在まで所長1名の体制で運営してご ざいます。

夜間・休日につきましては機械警備による施設管理を行っておりまして、所長は隣接しておりま す施設に居住して、必要に応じて緊急時対応等を行ってございます。

施設の運営に係る経費につきましては、平成24年度の実績を4ページに記載してございます。 今回の検討に当たりまして、施設利用の中心であります全小学校を対象に、学園に対する要望や 意見についてアンケート調査を実施いたしました。5ページにはその結果を記載してございます。 アンケートでは移動教室等のプログラムの提供や野外活動に対する支援、緊急時対応の強化等に対 し、さまざまな要望をいただいております。また学園の存在価値、教育的効果についても多くの期 待を込めたご意見をいただいたところでございます。

6ページには23区の校外学園の運営状況を参考に記載してございます。23区中20区が32の校外学園を設置しておりまして、運営は直営18、指定管理者制度導入が14となってございます。

7ページからは今後の管理運営の考え方をまとめてございます。

運営上の課題といたしまして、1点目は、小学校からの強い要望でもあります校外教育施設としての機能を強化するということでございます。野外学習活動の支援や雨天時プログラムの提供など専門的知識などを有する人材を配置して、学校活動の支援を行っていくことが必要と考えてございます。

2点目は、夜間や緊急時等の対応がより迅速になるような管理運営体制の構築でございます。夜間を含めた職員体制の増強や、緊急時用の車両配備を含めまして、運営体制をより充実強化していくことが必要でございます。

3点目は、施設の有効活用です。5月から10月までは小学校が利用し、それ以外の期間は社会教育活動を行う団体が利用しております。ただし、学校以外の利用は週末が中心となってございます。冬場は降雪も積雪もあるような場所でございまして、特に1~2月は利用が少ない状況です。施設を有効活用していくためにも、団体利用を拡大していくことが必要でございます。

具体的な管理運営の手法でございますが、8ページになりますけれども、公の施設で可能な現在 のような直営方式、また指定管理者による運営について検討いたしました。

先程申し上げましたが、学園が抱えております課題を解決していくためには、専門性を持った人材の配置、新たな事業の構築による活動支援や利用の拡大が必要でございます。しかしながら、直営では専門性を持った人材を継続的に現地に配置していくことは極めて困難でございます。

指定管理者につきましては校外学園の運営や野外活動等において、専門性や実績を有した事業者が現実にございますので、さまざまな課題解決と区民サービスのさらなる向上が期待できます。このため今後は指定管理者制度を活用した管理運営手法を選択することが有効であるとの考えに至ったものでございます。

9ページからは指定管理者制度導入の方向性についてです。課題の改善と区民サービスの向上について効果が期待されることから指定管理者制度を導入し、校外学園施設としてさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

今後条例改正等必要な手続を行いまして、平成27年4月からの制度の導入を目指してまいります。

説明は以上でございます。

- **〇小島委員長** ただいまのご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。
- **〇綱川委員** 施設利用とかそういう面では非常にいいと思うのですけれども、4ページの費用の面がよく分からなかったのですが、費用的には削減になるのですか、それとも運営の方面からそっちはあまり考えていないということなのでしょうか。
- **〇学務課長** 当然ながら費用面も考慮しなければ指定管理者制度導入の理由になりませんので、効率的運営についてはサービス向上と経済性の部分も両方あわせて検討するところでございます。現在、所長の部分以外は全て基本的に委託契約でやっておりまして、価格での比較で安いところと契約しておりますので、直営で可能な最も効率的な運営をしているところです。

いくつか事業者と当たっているところでございまして、経費的にはこれより格段に下がるという ところはなかなか考えにくいのですが、ほぼ同等レベルの経費で新たなサービスが付加できるので はないかと見込んでございます。

- **〇教育長** 関連で、学校が使う以外の社会教育団体の活用で、仮に指定管理者を導入した場合に提案なりがあって、そういうことで社会教育団体等の利用が広がっていくと、多少使用料の収入増の可能性も考えられるということでしょうか。
- **〇学務課長** 4ページの経費の内訳を見ていただくと分かるのですが、使用料の運営経費に占める 割合が極めて低いということで、なかなか利用料金制を採用するに至らない、インセンティブが働

きにくいというところがございます。しかしながら、指定管理料とすれば利用料金制の導入がない場合でも使用団体が増えれば区の収入が増えてまいりますので、そのあたりは十分に考えていきたいと思っております。今教育長がおっしゃった事業の提案に加えまして、例えば夏季学園は夏休み期間中、お盆を除いてほぼべたで入っているということがございます。移動教室の期間というのは基本的に平日利用になっていますので、ここは土・日をうまく活用できるのではないか。そうすると、団体活動は週末と申し上げましたが、そこと合致いたしますので、指定管理者による人的な配慮が実現すれば、利用率は向上できるのではないかと期待してございます。

〇綱川委員 私も何回かお邪魔したことあるのですけれども、施設面的には大部屋対応です。社会教育団体の大人が使うとなるとやはり使いにくい部分があったりして、足かせになる部分が多分あると思うのです。将来的に例えば施設面を改善してやろうとするのか、それとも現状のまま少しでも良くしようとしていくのか、どうなのですか。

〇学務課長 やはり設置経緯等を考えますと、港区の児童がより自然に親しめるようにというところはしっかりと寄付者の意思を尊重すべきだと考えております。また、大体各室は31畳ぐらいの大部屋でございまして、鍵がついていません。これは教育上内から閉められないようにということで鍵をつけていないので、学校施設の開放と同様の考えでいけば小学生が一番利用しやすいような形での施設形態は維持しつつ、団体活動にはふさわしい体育館もございますので、そういったところでの利用がより図られれば、この施設は有効活用がまだまだできると考えております。

〇綱川委員 あと社会教育活動として使うにおいて、子どもたちの利用においてもそうなのですけれども、周りがあまりにも市街地化してきてしまって、夜キャンプファイヤーするとか、そういうところに足かせが毎年少しずつ出てきているようです。そういうところの配慮を将来的にどうするかというのも、これと直接関係ないけれども、指定管理者にしたことによってその辺がうまくいくとかそういうこともありますか。

〇学務課長 ご指摘のとおり、学校がキャンプファイヤーをやる場合も時間を制限したり、事前に 近隣へのご挨拶を欠かさないといった配慮をしております。団体からもキャンプファイヤーやテン トを張って野外活動をしたいという声があるのですが、そこまでは近隣のご理解を得られておりま せん。観光地というよりは、正直言うと住宅街というイメージですので、周辺が静かなだけに近隣 の方の静寂を求める声にこたえなければいけないところがあります。

〇綱川委員 指定管理者にしたことによって、民間で話をつけてもらうなどして少しずつ良化する といいと思います。

〇学務課長 そこはまた何か民間ならではの発想なり近隣とのお付き合いの仕方というのがあろうかと思いますが、制度を導入しても設置者は区であることは変わらないので、やはり一線は外せない部分はあると思いますが、そこも事業者に期待を寄せる部分ではあります。いずれにしても、地域の一員として施設を運営していかなければいけないと思っております。

○永山委員 先程、利用者があった場合は区の収入になるとおっしゃっていましたけれども、指定 管理者もそういう利益があったほうがもっとやる気が出るといいますか、色々な自由な発想が期待 できると思いますが、その辺はどうなのでしょうか。

〇学務課長 いわゆる利用料金制で事業者の直接収入になることで、やればやるほどということではあるのですが、来年4月から使用料を改定いたしますが、使用料収入の42万4,000円という部分が小さ過ぎてインセンティブがなかなか働きにくいところがございます。将来までは何とも言えませんけれども、そのあたりは課題としては残ると思います。業者のやる気をうまく引き出す方策については、色々考えていかなければいけない課題と認識してございます。

〇小島委員長 長年効率的な運営ということで色々努力をしてきたわけですが、その行き着くところは指定管理者にまで行かなければいけないのかという感じを受けるのです。ただ永山委員も質問したように、もともと小学校の夏季学園や移動教室で使う目的だったので、それと指定管理者が管理運営することでうまくマッチするかどうかというのはなかなか難しい問題だと思います。今後の検討課題ということでいいのではないでしょうか。

この件はこの程度にいたします。

3 学校選択希望制集計状況について(報告)

○小島委員長 続きまして、「学校選択希望制集計状況について」。学務課長、説明をお願いします。○学務課長 続きまして、学校選択希望制集計状況をご説明いたします。資料ナンバー3でございます。

学校選択希望票につきましては、対象のご家庭に10月9日に発送いたしまして、昨日夕方5時15分に締め切ったところでございます。まだ集計作業を続けているところでございますが、本日は先週の金曜日までに到着があった分につきまして取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

なお現時点で小学校で331、中学校で204についてはまだ未集計でございます。現時点では表の(a)の欄に含まれておりますので、実際選択している方は学区域内の地元のところでカウントさせてもらっています。今後その集計が出てきますと、他の通学区域に移っていく場合もあるということでご承知おきいただければと思います。

表の見方でございます。小学校の一番上の御成門小学校を例にとります。区域内の居住者で、ほかの学校を選択した方を除きまして御成門小学校を選んだ方、またまだ集計されていない、返事がない方の合計が69です。学区域外の方が御成門小を選択した数が(b)のところで12名、現時点ではそこを合わせますと81ということで、これが一応入学予定者の見込みということになろうかと思いますが、まだまだ動きがあろうかと思います。

区域外から選んだ12名のうち既に兄、姉がいる方は4名おり、仮に抽選等になればこれを優先 するというルールがございますので、そのような対応をしていく予定でございます。

受け入れ上限数は2クラスで60名と設定してございます。60から比べますと81というのは数が多いのですが、これは全体集計が終わった後、前年の入学率ですとか、転出入が地域によっては非常に多い場合がありますので、過去の状況などをもとに推計して、抽選になるかどうかについ

ては慎重に判断していきたいと思います。以下の学校についても同様でございます。

現時点で特徴的なところを若干触れさせていただきたいと思います。

第小学校が、昨年の同時期に比べますと人口が35名増えておりますので、その点は特徴的でございます。

次に東町小学校です。学区域内人口はそれほど変化していないのですが、区域外から現時点で3 9名、昨年は20名でしたので、よそから多くの方が希望されているという状況が特徴的です。

あとは若干増えているのは青南、お台場学園の港陽小学校、このあたりは人口が若干多目だった というところを反映しているかと思います。

中学校の方は、御成門中学校が昨年より現時点でプラス23、お台場学園港陽中学校がプラス2 2というような状況でございます。

今後の予定でございますけれども、集計作業終了後、結果の公表は今月22日、抽選は12月3日に区役所の9階で公開で実施いたします。その後1月中旬に各ご家庭に就学通知を発送いたしまして、正式に就学決定ということとなります。

説明は以上でございます。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。
- **〇教育長** 朝日中学校の昨年度の数字は分かりますか。
- **〇学務課長** 朝日中学校の去年の数字を申し上げます。区域内は33、区域外からの希望が6、合計39というのが昨年の同時期の数字でございます。
- **〇教育長** 同時期、最終ではなくて。
- **〇学務課長** 最終ではないです。同時期の比較で申し上げました。今年度68というところで、29増。学区域内人口は増えているところではあります。
- 〇小島委員長 最終の集計はいつごろ分かるのでしたか。
- ○学務課長 今月22日に公表いたします。
- ○綱川委員 先程のご説明ですと、左側の入学予定者数というのは就学人口引く指定校以外を希望 した分と言われましたが、そうすると指定校以外を選んだ人の数というのは、この前の資料と見合 わせると分かるわけですね。例えば笄ですと35名増えていて、港南、芝浦は一桁しか増えていな いという資料がありましたね、前回受け入れ上限数を決めるときの資料です。
- **〇学務課長** あれは前の人口との比較でやりましたので。
- 〇綱川委員 実際は分からない。
- **〇学務課長** これは最後全てが確定した後に、この学校にはどこから来たか、そういう形で最後の 最後で整理いたします。
- ○綱川委員 面倒くさいことを言ってしまって済みません。この学区からこれだけ外に希望してしまっているというのが分かるのも一つの必要性があるかと思ってお聞きしました。小学校の通学区域内の予定者が1,606名で294名が通学区域外を希望しているのだけれども、294名というのは、例えばこれが御成門小の区域内から30名通学区域外へ行ってしまっているとか、そうい

うのが分かると、これからの学校経営とか受け入れ上限数の参考にもなるかと思います。

〇小島委員長 今年、予定していたクラス数では教室が足りないとか、そういうことは大丈夫ですか。

〇学務課長 既に一部の学校では普通教室に改修してございますので、そのあたりは備えておりまして、現時点では27年度まで想定しておりますが、現行施設で受け入れは可能と判断してございます。

〇小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

これは現時点ということでよろしいですか。

ではこの件はこの程度にします。

4 生涯学習推進課の10月事業実績について

〇小島委員長 次に「生涯学習推進課の10月事業実績について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

〇生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の10月事業実績について」でございます。資料 ナンバー4をご覧ください。

10月の事業実績ですが、7行目から10行目にかけてです。25日に予定をしておりました「フェスティばるーん」は台風28号の接近により3月に延期をすることが決定してございます。そのためあわせて開催予定でありました、いわき市、喜多方市、つくば市の物産展も中止になってございます。

ほかに後ほどご報告をいたしますが、5行目、子どもセミナー事業「われら区役所たんけん隊」 を実施しております。

また6行目と最後の12行目ですが、小学校PTA連合会と事務局との懇談会、中学校PTA連合会と事務局との懇談会を実施してございます。

報告は以上でございます。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。 よろしいですか。

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

〇小島委員長 続きまして、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、 説明をお願いします。

〇生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」でございます。資料ナンバー5をご覧ください。

今回、特に際立って数値が変動しているような箇所が見受けられない状況でございます。 簡単ではございますが、報告は以上でございます。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

よろしいですか。

6 子どもセミナー事業「われら区役所たんけん隊」実施報告について

〇小島委員長 続きまして、「子どもセミナー事業『われら区役所たんけん隊』実施報告について」 生涯学習推進課長、説明をお願いします。

〇生涯学習推進課長 それでは、「子どもセミナー事業『われら区役所たんけん隊』実施報告について」でございます。資料ナンバー6をご覧ください。

まず、1番の事業概要でございます。児童が各学校の混成で10班に分かれまして、PTA会長が引率する形でウォークラリー形式で区役所を回ります。仕事や仕組み、区が自分たちの暮らしにどのようにかかわっているかを学ぶものでございます。平成11年度から実施をしてございます。次に、2番にありますが、25年10月23日に実施をしております。

4番の参加者でございます。今回、小学校3年生から6年生まで85名(16校)の参加となっております。回りました箇所は、資料の6番に記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。その他でございますが、今回議場での開会式の様子を傍聴席から保護者に 見学をしていただきました。見学者数は45名となっております。また児童の送迎の保護者を対象 に、講座を同時開催しております。今回の講座名は「暮らしに役立つハーブと香り」ということで、 保護者42名に参加をしていただいております。

当日の様子は港区広報番組で放送する予定です。12月1日から10日までの「港区広報トピックス」で放送予定となっております。

報告は以上でございます。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。
- ○綱川委員 参加者数85名(16校)ということで、港区の19校中3校がここに入っていないようですけれども、色々事情もあるのでしょうが、やはり小P連と区教育委員会が共催でやっているのですから全校に出ていただきたいなと思います。この3校については何か特段事情があったのでしょうか。
- 〇生涯学習推進課長 この3校でございますが、5ち2校については児童の参加申し込みがございませんでした。残りの1校につきましては、学校行事ではなかったのですが、放課 $GO \rightarrow D$ ラブで外部講師を依頼したイベントがその日に当たってしまいまして、日程変更ができなかったとのことでした。そのため事業が重複したような形になってしまい、参加がなかなかできなかったということでございます。
- ○綱川委員 そうしましたら、その1校については今年の反省を踏まえて、来年にはそのようなことがないように事前に調整をお願いします。また参加者がない2校は、やはり努力目標がなかったのかなと思います。本当にいい事業だと思いますので、19校の子どもたちが来てくれればいいなと思います。ただ場所的に遠いとか、水曜日の5時間目にやるとか6時間目にやるという学校があると来づらいところもあるみたいですけれども、よろしくお願いします。

- **〇小島委員長** 今年、区長室は入っているのですか。教育長室へは来てくれてよかったですね。
- **〇教育長** 去年も今年も区長室には全ての児童が来ています。
- 〇綱川委員 共通ポイントですから。
- **〇小島委員長** 共通ポイントですね、失礼しました。

この個別ポイントは、子どもたちの希望で設定したのでしたか。

- **〇生涯学習推進課長** 生涯学習推進課から各課に呼びかけて課を募っております。子どもたちが回るポイントにつきましては、指令書という形で仕事の内容をヒントにしまして、子どもたちが色々庁舎の中から課を探し当てるといいますか、たどり着くという形になってございます。
- ○小島委員長 分かりました。

ほかにございますか。

それではこの件はこの程度にします。

7 港区生涯学習推進計画改定に向けたアンケート調査の実施について

〇小島委員長 続きまして、「港区生涯学習推進計画改定に向けたアンケート調査の実施について」。 生涯学習推進課長、説明をお願いします。

〇生涯学習推進課長 それでは、「港区生涯学習推進計画改定に向けたアンケート調査の実施について」ご報告をいたします。

10月2日の教育委員会定例会で生涯学習推進計画の改定に取り組むというご報告をさせていただきましたが、今回、アンケート調査を実施するために改めてご報告をさせていただくものでございます。

1の目的でございます。こちらの方は計画を改定するに当たりまして、区民の実態、意向、生活状況などを把握し、計画に反映させるものでございます。

調査対象としまして、18歳以上の在住の区民を約1,500名無作為で抽出をいたします。ほかに調査委託事業者が持っておりますメーリングリストの中から在勤者500名を対象としまして、合わせて2,000名を調査対象とするものでございます。

3の調査方法でございます。区民につきましては無作為抽出で選定をいたします。調査票を郵送しまして、返信用封筒で回収して調査をするものでございます。在勤者につきましては、委託事業者が抽出した在勤者メーリングリストに基づきまして、インターネットを利用して調査をするものでございます。

調査項目についてでございます。生涯学習については、さまざまな場や機会において行う学習活動としております。区民がどのような生活状況の中でどのような活動をしているのか、現状を把握するものでございます。そして今後の取り組みを分析するように設問を設定し、調査を行うものでございます。

項目の概要としましては、1番から7番まででございます。年齢・性別の基本情報、住まい、時間的余裕と生活状況、生涯学習の経験や目的の活動状況、それから行う場所や情報について、今後

の意向、成果について、生涯学習の振興に向けてなどを基本としまして質問を設定する予定でございます。

スケジュールにつきましては、平成25年12月上旬に調査票を送付いたします。年明けの1月中旬に調査票を回収しまして、1月下旬から調査結果の集計、分析、3月中旬に調査報告書をまとめる予定で取り組む予定でございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。
- **〇教育長** 調査対象で、委託事業者が抽出する在勤者とありますが、これは委託事業者が持っているメーリングリストでやるという説明でしたね。そうすると、委託事業者がどういう形で持っていて、どのように収集したかよく分からないですけれども、在勤者の分布に無作為抽出とは違った偏りみたいなものが出る恐れはないかということと、区がやるアンケート調査で同様の手法でやった例というのはあるのかということ、その2点を教えてください。
- **〇生涯学習推進課長** まず、特定のバイアスがかかるかどうかという懸念につきましては、仕様書の方で固めております。また、あわせまして抽出に当たっては再度事業者の方に平準化するような形で依頼をしてまいります。

2点目でございますが、こうした手法で取り組んだ事例の数については把握していないのですが、 私は芝浦港南の支所にいた時代に、調査事業者の所有するメーリングリストを使って調査を行った という経験はございます。

- ○綱川委員 同じところで私も気になったのですけれども、区が行う調査で調査委託事業者が抽出するというのは、やはりこれは抽出された人に後で確認というか、抜き打ちで結構ですので、本当にそうだったのかというフェイスシートのチェック等をしていただきたい。私も学生時代からそういうアルバイトをしていたことがあるのですが、「どこどこに住んでいることにしてね」とか、「この食料を食べたことがありますか」という座談会があって、「それを普段使っていないけれども使ったことにしてね」とか、適当にやることがあるのです。どういう業者に頼むか分からないですけれども、本当にこの値が私は大事だと思いますので、真の値がとれるように、無作為でいいですからちゃんとフォローをしてほしいなと思います。
- ○教育長 しつこいようですけれども、区のホームページで登録している人とか、区の各種メールマガジンに登録している人、そういう人を対象にしたのでは狙いが外れてしまうのですか。

書き方の問題もあるかもしれないですが、「調査委託事業者が抽出する」という言葉に引っ掛かりが出るのです。委託するのはいいと思うのですけれども、具体的な内容については今のような誤解が生じないような書き方をしておかないといけないし、仕様書で歯どめをかけるということですが、本当はどうなのかということもあるので、ちょっとこれは少しもう一回検討していただきたいです。

- **〇生涯学習推進課長** 在勤者につきましては、誤解のないような形で全部の修正をします。
- 〇小島委員長 追い打ちをかけるようですが、調査委託事業者はどうやって選定したのですか。
- 〇生涯学習推進課長 競争入札です。

- **〇小島委員長** そういう調査委託業者というのは、かなり数は多いのですか。
- **〇生涯学習推進課長** 事業者数については把握しておりませんが、各種行政計画が進んでいるところですので、多くの事業者がかかわっております。
- **〇小島委員長** それでは、この点はこの程度でよろしいですか。

8 学校支援地域本部「港区学校支援ネットワーク事業」について

- **〇小島委員長** 次に、「学校支援地域本部『港区学校支援ネットワーク事業』について」。生涯学習 推進課長、説明をお願いします。
- **〇生涯学習推進課長** それでは、「学校支援地域本部『港区学校支援ネットワーク事業』について」、 配布をいたしましたA3版の資料で説明をいたします。資料ナンバー8でございます。

まず1になります。資料の左側上段の「学校支援地域本部事業の背景」でございます。国の取り組み、東京都の取り組みでございます。

こちらの方ですが、学校支援地域本部事業で学校の要望と地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行う事業ということで、文部科学省が平成20年度から始めた事業でございます。これを受けまして、東京都でも同年度から学校支援ボランティア推進協議会事業として始めているところでございます。

下におりていただきまして、左側中段の港区の取り組みをご覧ください。国や都の動向を踏まえまして教育委員会では、平成23年6月に港区社会教育委員の会議に「学校を支援するための学校と地域の連携方策について」を諮問し、平成24年10月に答申を受けたところでございます。

答申の概要を申し上げますと、児童・生徒と地域とのかかわり、また児童・生徒のよりよい教育環境の整備に向け、学校教育を支援するための組織である、(仮称)港区学校支援地域本部を小・中学校に設置することが望ましいとされています。

また支援本部には、学校と地域ボランティアをコーディネートする「学校支援地域コーディネーター」が必要であるとしております。

そこで考えられる支援内容、求められる支援内容としましては、教科指導に関すること、総合的な学習の時間に関すること、学校環境整備、クラブ活動・部活動、学校行事としております。

続きまして、2の検討の取り組みをご覧ください。答申を受けた区の取り組みでございます。教育委員会内部で提言の実現化に向け、先程述べました答申で提言されている各小中学校へ支援本部を配置する方式と、支援本部を集中配置する方式のメリット、デメリットについて比較検討を行ったところでございます。

比較検討の内容は、一覧にして表にしているとおりでございます。

まず各小中学校への配置でございます。小中学校への配置のメリットとしましては、常時学校の ニーズを把握することができる点が考えられるところでございます。

次にデメリットでございます。既にPTA、町会等の既存団体が学校を支援していること、全校 一律に新しい支援の仕組みを導入することの難しさ、各校のニーズやコーディネーターの力量によ り支援内容に差が生じる懸念があること、全校にコーディネーターの場所を確保することが難しい こと、また全校数の29名のコーディネーターを必要とするため、適切な人材を数多く確保するこ とが難しい、といったことが考えられるところでございます。

一方、教育センター等への集中配置のメリットは3点ございます。各校が必要なときに必要な支援が受けられる点、各小中学校へ均一の支援ができる点、各学校に支援本部のスペースを確保する必要がない点でございます。

デメリットは2点ございます。各校にコーディネーターを置かないため、常時学校のニーズを把握することが難しい点、学校環境整備などの日常的な支援ができないため、支援内容を限定する必要がある点でございます。

以上の点を比較検討したところでございます。

続きまして、資料の右側の上段でございます。3の検討結果をご覧ください。

ただいまご説明しました比較検討内容から、学校への均一の支援ができ、かつ学校が必要なとき に必要な支援ができるため、コーディネーターを教育センター等へ集中配置し、支援内容は学校が 最も必要としている授業等、総合的な学習の時間や教科指導などの利用等を中心とするものでござ います。

続きまして4の区の方向性でございます。基本計画に提示をしておりますように、本事業「港区学校支援ネットワーク事業」は、26年に実施することを考えてございます。現在の教育センターにコーディネーターを配置し、区立全小中学校を支援することを考えてございます。

この事業の中で一番重要な役割を担うのはコーディネーターです。コーディネーターの役割、黄 色い箇所でございますが、3点ございます。

1点目は、地域ボランティアの把握をするということです。各校が必要とする教科指導などができる外部講師の情報収集を行い、必要に応じて各総合支所が把握する地域人材の情報や職場体験等ができる場所をヒアリングしていくものでございます。

2点目は、学校からの依頼に対応することでございます。学校が求める外部講師と、授業を行うまでの準備や職業体験ができる場所等の調整を行うものでございます。

3点目は、学校支援ニュース(情報誌)を発行するという役割です。外部講師や職場体験ができる場所等のリストを作成し、詳細な情報についてはニュースという形で発行し、各校に配布をするものです。

続きまして、想定されるコーディネーター像をご覧ください。各学校のカリキュラムに沿った総合的な学習の時間や職場体験をコーディネートするためには、教育的視点によるアドバイスが不可欠でございます。このことを踏まえまして、コーディネーターについては学校の教育活動を熟知した教員経験者が望ましいと考えており、3名程度の有償ボランティアを想定しているところでございます。

続きまして今後の取り組みでございます。今年度、必要な経費についての予算編成とコーディネーター候補者の選定を行います。来年度につきましては、4月にコーディネーターを委嘱し、概ね

5カ月間学校支援のための情報収集などを行うなど支援準備期間とし、9月以降の第2学期から学校への支援を始めることを考えてございます。

なおこの事業でございますが、補助率は国が3分の1、都が3分の1となり、区が3分の1という持ち出しになります。東京都学校支援ボランティア推進協議会事業補助金交付の対象事業となっておりますので、それを活用することを考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

- **〇小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。
- ○綱川委員 社会教育委員の会議の答申を受けてということだったのですけれども、今年の春から 社会教育委員は改選になって、新しく選任された方で、今年は教育委員会から諮問をしないで地域 支援本部について実施に向けて検討していただく、そのへんがどこにも出てきていないのと、今ま で社会教育委員の会議でどのように検討したかが私たちには伝わってきていないというのが1点。

それとデメリットですけれども、学校の先生たちや現場の意見が反映されているかというと、私が見る限り反映されていなくて、想像で書いているようなところが多くあるような気がします。これを見ますと、最初に基本計画に載っていた地域支援本部とはかけ離れたものを名前だけ似せて記載してあるようにしか思えません。どこでどのように検討なさって、何でこういう形になったのが実際理解できないのです。説明をよろしくお願いします。

- **〇生涯学習推進課長** 社会教育委員の会議の状況でございますが、今期は学校支援地域本部の事業についての進捗状況を報告するという形にしてございます。今期、第1回の社会教育委員の会議を6月24日に開催し、答申を受けた区の取り組みについて、区の状況と方向性についてご報告をしたところでございます。今後第2回を開きまして、教育委員会の中で検討したということで方向性を持って会議に対応する予定でございます。
- **○綱川委員** 今月は11月ですが、6月に開催してまだ1回しか会議を行っていないのですか。
- 〇生涯学習推進課長 はい。
- 〇綱川委員 分かりました。
- **〇生涯学習推進課長** 今年度、6月に開催をしまして、年末の予算編成時に一度、それから年明けに一度の計3回を予定しておりました。年末に向けて社会教育委員の会議の第2回を開催する予定で進めさせていただいております。

今回の検討の経過でございますが、学校支援地域本部の設置の具体化につきましては昨年に答申を受けた後、検討してきたところでございます。まず9月に中間の会議のまとめを踏まえて検討会を開催しております。その中で全体的なスケジュール、本部の設置計画、学校の支援内容について教育委員会内部で検討を行いました。その後、今年度に入りまして5月に、教育委員会事務局の政策調整会議にて、本部の設置目的や設置方針、港区支援地域本部が担うことが想定されるもの、また試行的に設置する学校についての検討を行ったところでございます。

この検討の中で、各小中学校に本部を設置するに当たってのハード面、ソフト面での課題が明らかになりました。この課題を踏まえて7月5日に教育委員会事務局内の関係課で、答申内容を踏ま

えつつも新たな設置のあり方を視野に入れた検討を行いまして、9月5日に一極集中方式を実施した墨田区の視察を行ったところでございます。その後、各小中学校に本部を設置する方式、集中方式のメリット、デメリットなどの比較を検討し、事務局内での最終的な結論としたところでございます。

今回の検討に当たりましては、各小中学校の校長先生方にも意見聴取をしているところでございます。各小中学校の先生方からも集中配置に関する賛同といいますか、色々ご意見をいただいたところでございます。なかなか港区の学校の中に場所を確保するということが難しい現状の中で、必要なときに必要な支援が行えるというセンター方式の集中配置について、ご理解といいますか、支持をいただいている状況がございます。

○小島委員長 この学校支援地域本部なのですが、当初、国、それから都から施策として説明され、その後杉並区等で先駆的に行われました。我々も杉並区の天沼小学校での運営実態を学びましたが、これを港区の小中学校全校でやるのは無理なのではないかと感じました。各小中学校それぞれに地域本部をつくるというのは、理想としてはいいかもしれませんが、現実としては各校に設置するのは無理なのではないかと。だからセンター方式に変えて、各学校が要請するものについてセンターを通じて支援していくという制度にすることは、私は現実問題としては良いと理解しますが、綱川委員は反対の意見ですか。

〇綱川委員 反対というか、やはり今お話を聞いていて、現場の先生方から聞いた意見と全然違うのです。

懸案事項か懸案課題か何かで墨田方式というのが出ましたね。例えばこの前永山委員が「お台場では場所まで決めてやっているのに」とかそういうお話をされていましたが、もう平成26年度と 基本計画に載っていたので、各学校は表立っては言っていないかもしれないけれども、準備をされているところもあるわけです。

何か釈然としないのは、本来言っていた意味と全然違うので、どうなのかなということです。社会教育委員の会議でやっていたことの答申と全然方向性が違ってしまうのです。いま小島委員がおっしゃったように「一律に全部やるのは難しい」という話は確かにあったのです。ただ、できるところからやっていかないと、という意見もあったのです。

これは「5月に政策調整会議でお話をして7月5日に事務局内で検討した」というふうにおっしゃっておられますけれども、突然この間1カ月ぐらい前にセンター方式というのがポンと出て、ちょっと唐突ではないかなと私は思って、あえて今日言わせていただきました。永山委員はどうですか。

〇永山委員 本来の趣旨は、先生方が子供たちに携わる時間を確保し、学校と地域が一体となって子どもたちの育成をするということです。普段から学校と地域住民、地域企業とが顔を合わせてコミュニケーションとっていくことによって学校がよりよくなり、地域にある学校を愛し育てていくという観点で、すごくいいものだなと思っておりました。センター方式では地域が主体的に学校を支援するというところが抜けてしまっていて、学校支援地域本部ではなくて、学校支援本部という、

「地域」が抜けてしまっているような気がします。現在、地域で学校を支援してくださっている町会、自治体のみなさん、PTA会長さん、青少年委員の方や地区委員会の方などに、話はしていただいたのでしょうが、どなたからもくわしく説明を聞いたというお話がなく、いきなり違う方向性になってしまうのは無謀すぎるのではないかと思います。

色々な方から意見を聞いた上でこうなったということなら分かるのですけれども、あまりにも地域の方の意見等が反映されていないような気がするので、どうなのでしょうか。

〇生涯学習推進課長 まず事業の実施の展開の状況でございますが、23区の中で既に13区が学校支援地域本部を設置している状況がございます。ただ、13区設置しているのですが、やはり1校、2校の設置にとどまっている区が大半でございます。全区に設置ができているのが杉並区となっております。

杉並区なのですが、杉並区の中でも支援状況について濃淡が生じているというようなことを視察の中で聞いております。港区でも中学校単位で設置をしていくという場合、少し外れてしまうのですけれども、例えば生涯学習推進課で所管している総合型の地域スポーツクラブなども、やはり現行2校にとどまっており、色々な学校に展開できていない状況がございます。

今回、学校支援地域本部の展開に当たっても、できるところとできないところの差が生じるのではないか、学校の支援に偏りが生じるのではないかという懸念がございました。この辺の懸念というのは、やはり答申の中でも課題として述べられていたことでございます。その課題の解消という意味合いもございました。

また地域の視点ということでは、地域のボランティアの方を活用する、地域のボランティアの方に外部講師として学校に入っていただく、職業体験で学校を受け入れていただくという姿勢は変わってはおりませんので、地域の方とのかかわりという点では変わらないと考えております。コーディネーターが専門的にアドバイスすることで、学校が特に支援を望んでいる教科、指導に関すること、総合的な学習の時間に関する支援に特化させるということでございます。

あと各PTA等の意見聴取は行っているところでございますが、特に集中方式についての反対は ございませんでした。

港区の状況として、地域の方たちには既に学校に色々なご支援をしていただいております。これを新たな枠組みの中ではめるのではなく、その方たちには継続して学校を支援していただくという姿勢は変わりません。特に薄いところも、そこで地域の方たちが学校を支援していただいている部分は変わらないのですが、特に学校が望む職場体験の場所の選定ですとか、外部講師の依頼の手続とか、そういったところに専門的に入っていくということが今回の港区版の学校支援地域本部の主眼でございます。

○綱川委員 本当に唐突なので言っているのですけれども、やってできなかったら考えればと私は 思うのです。最初から「無理だ」と言って、だからセンターにしようとしているわけですが、去年 の地区教育会議でも「こういうのを平成26年度からしますからお願いしますね」と言っているわ けです。 ちょうど去年の今頃、小中一貫のプレゼンと一緒に「地域本部も作ります」という話を確かしていたはずですが、地域の人たちは何も知らないまま「今度は本部でやるのです」という話はちょっと難しいかなと。

それと今おっしゃっていたように、「地域の人たちもお手伝いいただく」と言っていながら、「コーディネーターは有償ボランティアの3名の方で教育関係者が望ましい」と言っている。教育関係者ではなくて、地域で支援をしてもらう人たちを何とか少しずつでもつないでいこうという地道な作業だと思っているのですけれども。

杉並区立天沼小学校に学校支援地域本部を設置した際、中心的に活動していた方がいたように、「あの方がいなかったらできなかった」という話はよく聞くのですけれども、やはり釈然としないところがあります。

- **〇永山委員** これは別に決定事項ではないですね。
- **〇小島委員長** 決定事項ではないと思うのですが、こういう方向性でということですから、永山委員が言っている地域の色々な皆さんがボランティア的に学校を支援するのと、今こういう方向で行くのが相矛盾するというところまではいかないと思うのですが、いかがですか。
- **〇生涯学習推進課長** 相矛盾するとかバッティングするとかではなく、既にPTAの皆さん、地域の皆さんに学校を支援していただいていますので、その支援の力は引き続き学校に向けていただきたいと思います。それとは別に、より専門的に職場体験の場所の選定とコーディネートですとか、総合的な学習の時間に来ていただく外部の講師等の調整ですとか、そういったところは特に学校が、アンケートの中でも1番目、2番目に望んでいる項目でございますので、そこに特化をして各学校にバラつくことなく均等に支援することを考えてございます。
- ○教育長 私が聞いている範囲では、既に例えばデメリットの1番目にあるように、PTAとか町 会がかなり学校に協力をして、色々な協力関係が既にできているところがある。だから各校に配置 する新しい学校支援本部というのが出てくると、では今までやっていた地域とかPTAとの関係は どうなるのだ、自分たちがやっていたことがどうなってしまうのかということで、ここに書いてある「全校一律に新しい仕組みを導入することは難しい」というのは、多分そういうことだと思うのです。

既にきちっとやっているところもあれば、そういうのが薄いから各校に配置されればいいというところもあり、学校によって、あるいは地域によって少し関係性に濃淡があるわけで、綱川委員や永山委員の意見で、逆にもうそういうものを想定して準備もしているところもあるというお話でしたけれども、多くはやはり対立関係になってしまうという恐れがあるということは聞いています。

○小島委員長 綱川委員や永山委員の言っている、現在既にある地域と学校との綿密な協力関係、 それはそれでずっと生かしていけばいいので、ただ、実際にはまだ各校で濃淡があり、そこまでいっていない学校などで、そういう職業体験の場とか特殊な学科についてはどなたかに支援してもらいたいというのは、これはまたセンター方式で、そういうところで学校支援ということでやっていけばいいので、私はこれがつくられても永山委員が言っている今までの状況とそれほど対立しない。 のではないかと、十分お互い併存しながらやっていけるのではないかと思います。

むしろ一番最初の案の各小中学校全部に地域本部をつくるという、そちらの方が難しいのではないかと私は思っていたので、こういう形で今までのいいところは残しながら、センター方式でやっていこうというのは、むしろ自然な流れと理解しているのです。

〇永山委員 小島委員長が言われたとおり、学校、地域によって状況は違うと思いますので、一律 に同じことをする必要はないと思います。センター方式、または各学校方式、自由に選ばせていた だけるようなシステムにしていただけると、よりいいものができ上がるのではないかと思います。

〇小島委員長 どうですか、生涯学習推進課長。

職業体験とかそういう場は自分たちでできるから、センターに頼まなくていいという学校もあるし、それが難しいという学校はセンターに頼めばいい。それからサイエンスなど特別な知識、技能が必要な例で、知識、技能のある人が地域にいるから学校でできるよというところはそこでやればいいし、それはちょっと難しいのならセンターに頼むとか、そういう形でやっていけばより具体的にいい方向に行くのではないですか。

○綱川委員 私も最初、小島委員長がおっしゃったように、既存の組織を使うと今まで地域で根を 張って一生懸命やっていてくれたおじいちゃん、おばあちゃんがいて、その既存組織でまた同じこ とをやると広がりがないですねという意見だったのです。だから新しい地域本部ができて、学校コ ントロールでやっていくほうがいいのかもしれないという話はしていたのです。

ただセンター方式になりますと、やはり学校の事情とか、あと職場体験などは、学校の先生でやはり外には出さないという方が結構いて、先生たちのルートで自分がせっかく開拓したところだからというのがあるみたいなのです。そういうのでできればいいのですが、センターで人材派遣とかそういうのもあるかもしれない。それと地域とは全然別個のものだと思うのです。

補助金の問題も3分の1、3分の1、3分の1とかあるのでしょうけれども、やはり地域でできるところは地域でやっていったほうがよいのではないですか。

〇教育長 そういうノウハウなり、つてがないというところは、ここに相談をしてもらえればということでいいのではないかと思うのです。

〇綱川委員 これだけ話が唐突に来ると先生方も納得なさらないのではないかと思うし、地域の人たちも「聞いていた話と違う」と思っているのではないかと思いますので、やはりもうちょっと丁寧にやりましょうよということです。

せっかく社会教育委員の会議で2年間やって答申を出したのだから、それが全てではないと思うのです。港区に合ったことをやらなければいけないと思うのです。

〇小島委員長 色々なご意見をいただいて、目的は学校の校長先生をはじめ先生方が大変忙しくて、なかなか子どもたちに十分向き合うことが難しい。それをどうやって地域なり支援本部の制度で補っていけるのかという問題だから、その方法論をさらに詰めていけばセンター方式を採用しても私はそんなに矛盾するもの、バッティングするものとは思っていません。

この件については今日はこの程度でよろしいですか。

- **〇永山委員** これは決まりではないということだけはいいのですね。これでこのまま進められてしまうということはないですね。
- **〇生涯学習推進課長** 現在、26年度の予算の編成を行っているところでございます。庁内の手続 として、こちらの方で構想という形で予算要求をさせていただいているところでございます。
- **〇永山委員** 前回の会議でも言いましたけれども、何の説明もなしに予算が出てくること自体おか しいと思っていて、それでまたこのまま進めていくという、報告事項というのは決定事項でいいの ですか。そういう決め方なのでしょうか、教育委員会というのは。
- **○庶務課長** 今の皆様方のご議論を踏まえますと、事務局としては今回ご報告しましたような組織づくりをしながらネットワーク事業というものを進めたいということで、今回の報告案件として提出させていただいたところ、それに対して教育委員の皆様方からご意見をいただいたわけです。したがって学校支援地域本部事業というものと、こういう学校支援ネットワーク事業というもの、両方の事業が学校の支援として効果的に進められる方法がないか今後検討していくことでご意見を賜ったという形でいかがでしょうか。
- **〇小島委員長** そういうまとめで永山委員、よろしいですか。
- 〇綱川委員 指導室は了解しているのですか。
- **〇指導室長** 先ほど報告のあった会議の中にメンバーとして入っております。
- **〇小島委員長** それでは、この案件はこの程度にさせていただきます。

9 図書館・郷土資料館の10月行事実績について

- **〇小島委員長** 次に、「図書館・郷土資料館の10月行事実績について」。図書・文化財課長、説明 をお願いします。
- **〇図書・文化財課長** 10月の図書館の行事実績及び郷土資料館の行事実績について報告させていただきます。

参加数のところに「中止」「延期」と入っているものは、台風の影響によりまして中止もしくは延期したもので、26日の土曜日がそのようになってございます。

4ページの学校関係の一番下のところですが、今回港南図書館で、港特別支援学級職場体験として高校2年生を受け入れました。期間は21日から31日の土・日を除く9日間で、障害のある生徒さんを長期間にわたって初めて受け入れさせていただきました。港南図書館は地域との連携をうたっておりまして、今後ともこのような形で地域との連携した事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〇小島委員長 なかなか素晴らしいですね。分かりました。

ほかはよろしいですか。

それでは、この案件はこの程度とします。

10 図書館の10月分利用実績について

○小島委員長 次に「図書館の10月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

〇図書・文化財課長 図書館の10月分利用実績につきましてご報告させていただきます。

一番右下のところ、今月10月につきましては、1,527名の方が新たに利用登録したもので ございます。

以上でございます。

〇小島委員長 この件はこの程度でよろしいですか。

11 リトアニア大使夫人の読み聞かせについて

〇小島委員長 次に、「リトアニア大使夫人の読み聞かせについて」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

〇図書・文化財課長 リトアニア大使夫人の読み聞かせにつきまして、資料ナンバー11でご説明させていただきます。

10月、区役所1階ロビーで、「リトアニア展」ということでリトアニアの国を紹介する展示をやってございました。そのときに、大使夫人がボランティア活動に興味をお持ちで、読み聞かせをやってみてはいかがかということでお声をかけたところ、ご了解をいただき、大使夫人自らが読み聞かせをしていただけることとなりました。

日時が12月7日の土曜日、14時30分から15時の30分間。これは対象が5歳から8歳くらいまでということになってございますので、お子さんたちの飽きがこない時間が30分ぐらいということで、この時間帯を設定させていただきました。

場所はみなと図書館の視聴覚ホールで行う予定でございます。これから募集を行いますが、50 名を目標としてございます。子どもと保護者ですので、お子さんは25名集めるということでございます。

大使夫人、ガリナ・メイルーニエネさんという方で、英語による読み聞かせを行っていただける こととなってございます。

以上でございます。

〇小島委員長 何かご質問等ありますか。

こういうことをやるということは素晴らしいですよね。聞きに行く子はどんな子ですか。英語で やるのだから、通訳がいるのですか。

図書・文化財課長 この5月に「子ども読書まつり」をやったときに、英語での読み聞かせを行ないまして好評だったことと、また「みなと区民まつり」で英語による読み聞かせを交流団体がやってございまして、そこも踏まえて今回、大使夫人は日本語も若干話せますけれども、英語によるものをお願いしたということです。読み聞かせの本については、こちらで準備して大使夫人にご紹介をさせていただき、その中から選んでいただくという形をとってございます。

〇小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

よろしいですか。

この案件はこの程度にします。

12 心のバリアフリー推進月間での関連事業の実施について

〇小島委員長 次に、「心のバリアフリー推進月間での関連事業の実施について」。図書・文化財課 長、説明をお願いします。

〇図書・文化財課長 心のバリアフリー推進月間での関連事業の実施につきまして、資料ナンバー 12でご説明させていただきます。

裏面をご覧ください。この件につきましては区の障害者福祉課の方から、心のバリアフリー推進 月間について協力の要請がございました。これを踏まえまして、各図書館で特別展示、紙芝居、点 字、手話体験等を行うものでございます。

「心のバリアフリー推進事業」につきましては、今年度、庁内で職員による会議等を開いて推進 事業をやっているところでございますが、ご紹介させていただくのは、初めてできます推進月間で の事業についてでございます。来年度以降も引き続き推進月間が継続され、協力要請があった場合 は図書館として協力してまいりたいと思います。来年度以降につきましては、一般行事の方に掲載 する形でご紹介させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告させていただきます。

- **〇小島委員長** この件について何かご質問ございますか。 こういう事業はずっと前からやっていたのでしたか。
- 〇図書・文化財課長 今回初めてです。
- **〇小島委員長** よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度とします。

13 平成25年度港区子どもサミットについて

- **〇小島委員長** 次に、「平成25年度港区子どもサミットについて」。指導室長、説明をお願いします。
- **〇指導室長** 今年度のサミットでございますけれども、昨年度いじめの問題を取り上げまして、子どもたちが「港いじめ防止子ども宣言」をつくりました。今回はこれに基づいて、1年たちますので、進捗状況について各学校の代表に来てもらって発表してもらいます。その後にスポーツドクターの辻さんから講評いただくという流れです。

日時は12月9日の月曜日、2時45分から9階の大会議室で行います。教育長には冒頭ご挨拶 いただきますが、教育委員の皆様には各分科会に入っていただいて子どもたちとの意見交換をして いただけたらと思います。

最後、講演の中で辻先生の方からいじめについて、優しい気持ちが大事ということを含めて、お

互いの人間関係、「クオリティ・オブ・ライフ」というふうに先生はよく言っていますけれども、そ ういった心の教育の面からの講演をいただくという予定でございます。

〇小島委員長 ただいまのご説明に対して何かご質問ございますか。

非常に大事な件なので、我々も気を引き締めて参加したいと思います。よろしくお願いします。 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

〇小島委員長 分かりました。なければこれをもちまして閉会としたいと思います。次回は11月26日火曜日、午前10時からの予定です。委員長不手際で大分遅くなりまして、まことに申し訳ございませんでした。

(午後5時12分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 綱 川 智 久